

令和4年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（秋季）

行政法

1. 次の〔問〕の(1)～(5)の中から2題を選んで解答しなさい。2. に事例問題があるので、配点と時間配分をよく考えて、なるべく簡潔に解答しなさい。解答には、〔問〕(1)～(5)のどれかが分かるように、番号を付しなさい。 (20点×2)

〔問〕

- (1) 公法と私法に関する二元説と一元説のそれぞれについて、その意義と各説の問題点について、説明しなさい。
- (2) 行政手続法8条・14条の「理由の提示」について、その趣旨を述べるとともに、理由の提示の瑕疵とその処分の効力の関係について、説明しなさい。
- (3) 執行罰としての過料と、行政罰としての過料について、それぞれの意義を明らかにしたうえで、両者の違いについて、説明しなさい。
- (4) 情報公開訴訟における「インカーメラ審理」とは何かについて説明しなさい。説明に際しては、わが国の行政事件訴訟においてインカーメラ審理はどのように扱われているか、判例をまじえて述べなさい。
- (5) 損失補償に関して、憲法29条3条の「正当な補償」とはどのような補償をいうか。学説と判例を説明しなさい。

2. 次の〔事例〕を読んで、そのあとの〔問〕(6)と(7)の両方に答えなさい（配点と時間配分をよく考えること）。解答には、〔問〕(6)(7)のどちらの解答かが分かるように、それぞれ(6)、(7)を付しなさい。

〔事例〕

墓地を経営するためには、墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓地埋葬法」という）に基づく都道府県知事（市や特別区の区域では、市長又は区長）の許可が必要である。

F県Y市に法人登記上の事務所を置くZ（宗教法人）は、Y市郊外の見晴らしの良い場所Aに新たに墓地を設置することを計画した。Aの近く（墓地予定地から距離で約100メートル）には、住宅団地Bがある。地勢上、Y市の中心部等からAに向かうためには、Bを縦貫する市道を通過する必要がある。

Zは、Y市の担当者から、市で定める要項に基づいて、事前の届出と、Bの居住者を対象と

した説明会を開催してほしいといわれ、要項で定める手続・内容に即して、令和3年5月1日、Y市長に届出の上、同年6月1日、Bにある集会施設で説明会を開催した。説明会では墓地設置そのものに反対する意見が多数出たが、要項上必要な手続を終えたことから、Zは、令和3年8月1日、Y市長に対しAでの墓地経営について許可申請をした。この申請に対して、Y市長は、要項上の許可要件は全て満たしていることから、許可をした。この許可を以下「本件許可」という。

Zは、本件許可のほか、Aでの墓地設置に必要な法令上の手続を全て適法に行っていった。

そこで、Zは、本件許可を受け、すぐにAでの墓地開設のための準備（工事）に着手した。このため、本件許可から数日以内には、Bの住民は、本件許可がなされたことを知ることとなつた。

住宅団地Bに住む住民Xは、静穏な本件団地が気に入って市の中心部から移り住んできたばかりであり、本件許可によって墓地Aに向かう車がB内を通ることなどから生活環境が悪化すると見込まれるため、本件許可に不服である。そこで、令和3年9月1日、Xは、行政事件訴訟法に基づいて本件許可の取消訴訟を提起した。同法を以下「行訴法」と、本件許可の取消訴訟を「本件訴訟」という。

〔問〕

(6) Xには「良好な生活環境を侵害された」ことを理由に本件訴訟の原告適格（行訴法9条）が認められるか。結論と理由を述べなさい。 (30点)

(7) (6)においてXに原告適格が認められ、しかも、Xはそのほかの全ての訴訟要件も満たしているものとする。本件訴訟の本案審理において、Xは、本件許可の違法事由として、Zの実質的な経営は當利法人Pが行っていて、要項で定める許可の基準で認められていない名義貸しにあたるということを、行訴法10条1項に関わって主張することができるか。結論と理由を述べなさい。 (30点)

【参考条文】

1 墓地、埋葬等に関する法律（墓地埋葬法）（抜粋）

第一条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

第二条 （略）

5 この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事（市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）の許可を受けた区域をいう。

第十条 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 （略）

※ 墓地埋葬法と同法施行に関する省令には、上記の条文のほか、〔問〕(6)・(7)の解答に必要な条項はないものとする。また、Y市においては墓地埋葬法について、条例・規則では独自の規定を定めていないものとする。

2 Y市墓地等の経営の許可等に関する要項（平成30年4月1日Y市長決裁。内規）（抜粋）

（趣旨）

第1条 この要項は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等の基準その他墓地等の経営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要項の用語の意義は、法の定めるところによる。

（申請前の届出）

第3条 法第10条の規定による墓地等の経営の許可又は変更の許可の申請をしようとする者（以下「申請予定者」という。）は、次に掲げる事項を記載した届出書を、当該申請をしようとする日前60日までに、市長に提出しなければならない。

（以下省略）

（説明会の開催）

第4条 申請予定者は、当該墓地等の計画の周知を図るため、あらかじめ、当該計画に係る土地の近隣住民等（当該計画に係る土地に隣接する土地の所有者を含む。以下同じ。）に対し、当該墓地等の計画について、説明会、戸別説明又は文書による説明（以下「説明会等」という。）を行わなければならない。

2 申請予定者は、説明会等を行ったときは、遅滞なく、別記様式〇により市長にその旨を報告しなければならない。

（※「様式〇」は、〔問〕の解答にとっては必要ない。）

（許可の基準）

第7条 市長は、法第10条第1項の許可の申請があった場合において、当該申請が第3条及び第4条の規定による手続を経たものであるとともに、当該申請に係る墓地等の設置が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該墓地等が次条から第13条までに規定する基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 地方公共団体が墓地等を設置しようとするとき。
- (2) 宗教法人（F県内に事務所を有するものに限る。）が自己の所有地に墓地等を設置しようとする場合であって、付近に墓地等の需要を充足することができる墓地等がない等相当の事由があると認められるとき。宗教法人の名義貸しは、これを認めない。
- (3) (略)

（墓地の設置場所の基準）

第8条 墓地の設置場所の基準は、次のとおりとする。

- (1) 国道、県道、公園、学校、官公署、その他別に市長が定める公共施設、住宅、病院等（以下「国道等」という。）の敷地から100メートル以上離れていること。ただし、当該墓地の設置が住民の宗教的感情に適合するときその他の公共の福祉に反しないと認められる特別の事由があると市長が認めるときは、この限りでない。
- (2) 飲料水を汚染するおそれがない等、公衆衛生上支障がないこと。

（※〔事例〕において住宅団地Bは、上記の「その他別に市長が定める…住宅」に該当する。）

※ 第9条～第13条には、墓地の構造設備の基準などの許可の基準が規定されているが、〔事例〕の本件許可に係るXの申請内容は、許可の基準を全て満たしているものとする。